



施行スケジュール

2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行されます！

2019年		2020年	
7月	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）

1/24 一部施行①（国および地方公共団体の責務など）



7/1 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設、行政機関など）

違反者には最大30～50万円の過料があるよ！

4/1 全面施行（上記以外の施設など）

国よりも厳しい条例を設けている自治体もあります！

例えば東京都は、幼稚園・保育所・小・中・高校は完全敷地内禁煙（屋外の喫煙場所の設置不可）、従業員のいる飲食店は屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）としています。また、18歳未満の子どものいる家庭等で同室の空間、子どもが同乗する自動車、公園や広場、学校、児童福祉施設、小児科等の周辺の路上を喫煙してはいけない場所としています。在住・在勤の自治体の条例をよく調べておきましょう。

2020年4月～

事務所・飲食店・ホテルなど

事務所・規模の大きい飲食店・新設の飲食店など

屋内禁煙

or

喫煙専用室
（喫煙のみ）

or

加熱式たばこ専用の
喫煙室（飲食可）



規模の小さい既存の飲食店

喫煙可能

or

屋内禁煙



すべての施設で、喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。

新しい標識ができます

喫煙可能な設備をもつ施設には、定められた標識を掲げることが義務づけられます。

施設の一部が喫煙専用室になっています

●喫煙専用室あり



●加熱式たばこ専用喫煙室あり



（加熱式たばこのみ喫煙可）

専用室での飲食不可

専用室での飲食可

施設の一部または全部が喫煙スペースです

●喫煙目的室あり



（たばこ販売店やバーなど喫煙目的施設のみ）

喫煙スペースでの飲食可

●喫煙可能室あり



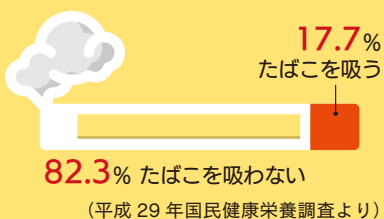
（小規模の既存の施設のみ）

喫煙スペースでの飲食可

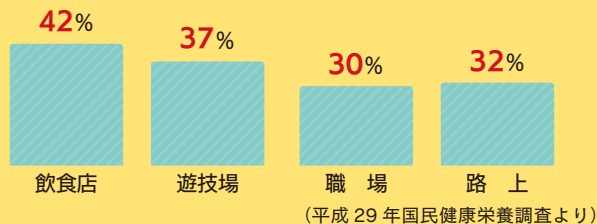
受動喫煙のリスク大！

国民の8割以上は非喫煙者

喫煙率は徐々に減少しており非喫煙者は82%になっています。国では2022年までに喫煙率を12%にすることを目標に掲げています。



過去1カ月間に受動喫煙を経験した非喫煙者の割合



今後、喫煙できる場所はさらに限られていきます。
たばこを吸っている人は、この機会に禁煙してみてもいいかもしれません。